

# 臨時報告書

ヤマハ株式会社

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年 6 月27日

**【会社名】** ヤマハ株式会社

**【英訳名】** YAMAHA CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 梅 村 充

**【本店の所在の場所】** 浜松市中区中沢町10番 1 号

**【電話番号】** 053(460)2141

**【事務連絡者氏名】** 経理・財務部長 山 畑 聡

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区高輪二丁目17番11号  
当社 営業経理センター

**【電話番号】** 03(5488)6612

**【事務連絡者氏名】** 営業経理センター長 加 藤 貞 雄

**【縦覧に供する場所】** ヤマハ株式会社営業経理センター  
(東京都港区高輪二丁目17番11号)  
ヤマハ株式会社営業事業所管理センター大阪事務所  
(大阪府中央区南船場三丁目12番 9 号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1 【提出理由】

平成23年6月24日開催の当社第187期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、梅村充、岡部比呂男、高橋源樹、喜多村晴雄、柳弘之の5名を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、梅田史生、宮澤孝司、池田裕彦の3名を選任する。

第4号議案 役員賞与の支給の件

当期末の社外取締役を除く取締役3名及び社外監査役を除く監査役2名に対し、取締役賞与として21,600,000円、監査役賞与として7,600,000円、総額29,200,000円の役員賞与を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 議案    | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 賛成割合<br>(%) | 決議結果 |
|-------|------------|------------|------------|-------------|------|
| 第1号議案 | 1,494,911  | 11,147     | 0          | 98.3        | 可決   |
| 第2号議案 |            |            |            |             |      |
| 梅村充   | 1,449,719  | 56,329     | 9          | 95.3        | 可決   |
| 岡部比呂男 | 1,463,273  | 42,776     | 9          | 96.2        | 可決   |
| 高橋源樹  | 1,463,265  | 42,784     | 9          | 96.2        | 可決   |
| 喜多村晴雄 | 1,486,840  | 19,209     | 9          | 97.8        | 可決   |
| 柳弘之   | 1,302,838  | 203,209    | 9          | 85.7        | 可決   |
| 第3号議案 |            |            |            |             |      |
| 梅田史生  | 1,496,660  | 9,389      | 9          | 98.4        | 可決   |
| 宮澤孝司  | 1,122,725  | 383,323    | 9          | 73.8        | 可決   |
| 池田裕彦  | 1,504,588  | 1,461      | 9          | 99.0        | 可決   |
| 第4号議案 | 1,462,915  | 43,146     | 9          | 96.2        | 可決   |

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案及び第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の内、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権は加算しておりません。